

第4編

議
会
・
選
挙

第4編 第1章

議会

行政を担う役割として、町議会と町長は車の両輪にたとえられる。町長も議員も有権者による直接選挙で選ばれ、いずれも町民の代表として対等の立場にある。町長の仕事は予算案や条例案、事業計画案などを立案し、実行することだ。一方、町議会は、町長が立案した政策の内容を調査・審議し、賛成か反対かなどを議決する。このため町長が「執行機関」であるのに対し、議会は町の「議決機関」と位置付けられる。町長は議会の議決を得るまで政策を実行に移すことができないため、議会は町政に対するチェック機関であり、同時に町の最終的な意思決定機関としての役割を果たしているともいえる。



第1章 議会

第1節 前史

(注1) 1878年(明治11年)公布の選挙法によると、総代人は村内に本籍を有する30歳以上の男子。選挙人は村内に本籍を有し、開拓使札幌本庁管内に不動産を有する20歳以上の男子と定められていた。

(注2) 2級村への移行に合わせて選挙権も変わり、満25歳以上の男子で2年以上の住民として、地租年額40銭以上の納税者か直接国税年額2円以上の納税者などと定められていた。

町議会の起源は？

東川町議会の起源は、入植開始から2年後の1899年(明治32年)に設立された東旭川戸長役場東川村組合役場の総代会にさかのぼる。住民から選挙された8人の総代人(注1)が、組合役場の行政事務について合議していた。同戸長役場が村(当時の制度で2級村)になった1906年(明治39年)には、名称が総代会から東川村会へと代わり、議員選挙でやはり8人の村会議員が選ばれた(注2)。1909年(明治42年)、東川村が2級村として東旭川村から分離したのに伴い、議会も東川村会として独立した。

2級村時代は、北海道庁長官に任命された村長が議会の解散権を持つなど、村長に対する村会の立場は著しく弱かった。1919年(大正8年)に東川村が1級村に昇格すると、村会が村長候補を選任し道庁長官が認可する形に改まり、行政のチェック役としての体裁がある程度整った。ただ戦前の大日本帝国憲法下では、女性はもちろん、男性でも一定の財産のある世帯主しか参政権が認められないなど、選挙権、被選挙権ともに厳しく制限されていた。

現在の議会制度は、1946年(昭和21年)5月3日に公布された日本国憲法により形作られた。①普通選挙(一定の年齢に達した国民すべてに選挙権)②平等選挙(財産の多い少ないなどによらず選挙人1人に1票)③秘密投票(誰が誰に投票したかわからない)一などの原則が、新憲法を通じてようやく選挙制度に盛り込まれたため

だ。翌47年（昭和22年）4月の村議選では22人が当選し、名称も村会から村議会に変わった。1959年（昭和34年）8月の町制施行により村議会は町議会になった。



第1章 議会

第2節 議員

議長・副議長

議長、副議長は新憲法下の1947年（昭和22年）に就任した石川正義氏と太田善助氏を初代とし、東川町史第3巻（以下、本書）が対象とする2018年度（平成30年度）末時点では、議長が第11代、副議長は第19代を数える。

議長・副議長（1947年＝昭和22年以降）

議 長		副 議 長	
氏 名	就 任 年 月	氏 名	就 任 年 月
石川正義	1947年(昭和22年)6月	太田善助	1947年(昭和22年)6月
太田善助	1949年(昭和24年)8月	岩崎正明	1949年(昭和24年)8月
川瀬秀造	1951年(昭和26年)5月	金野昌祐	1951年(昭和26年)5月
		小西清吉	1955年(昭和30年)5月
木村重太郎	1959年(昭和34年)4月	仁田原万蔵	1959年(昭和34年)4月
		小西清吉	1962年(昭和37年)9月
		室田吉男	1963年(昭和38年)4月
		山田孝夫	1967年(昭和42年)4月
		室田吉男	1971年(昭和46年)4月
室田吉男	1979年(昭和54年)3月	山崎芳光	1979年(昭和54年)3月
山崎芳光	1983年(昭和58年)3月	宮崎堅二	1983年(昭和58年)3月
太田行雄	1991年(平成3年)3月	金成隆夫	1987年(昭和62年)3月
佐々木彰郎	1995年(平成7年)3月	宮崎堅二	1995年(平成7年)3月
		上田亮一	1999年(平成11年)3月
石上郁	2003年(平成15年)3月	浜辺啓	2003年(平成15年)3月
浜辺啓	2007年(平成19年)3月	長峰毅八	2007年(平成19年)3月
		米田保	2011年(平成23年)3月
高橋昭典	2015年(平成27年)3月	大澤聰	2015年(平成27年)3月
		鶴間松彦	2019年(平成31年)3月



第8代議長 佐々木彰郎氏



第9代議長 石上郁氏



第10代議長 浜辺啓氏



第11代議長 高橋昭典氏

議員

町議会（町制施行以前は村議会）の議員定数は、1947年（昭和22年）の22から、1951年（昭和26年）に18、1991年（平成3年）に16、2007年（平成19年）に14、2011年（平成23年）に12と推移してきた。

議員の男女構成は、1959年（昭和34年）の村議選で初当選した笹田菊氏が初の女性議員。63年（昭和38年）まで1期勤めた。その後は長く女性議員ゼロの時代が続き、99年（平成11年）の町議選で2人目の女性議員が当選した。2018年度末時点での女性議員比率は16.7%（定数12のうち女性は2氏）。全国の町村議会平均である11.3%（2020年時点。内閣府男女共同参画局の資料による）は上回るものの、依然低い水準にとどまる。

議員（1995年＝平成7年以降）

任期：1995年(平成7年)3月31日～1999年(平成11年)3月30日 【定数16】

氏名	所属委員会・役職名	党派	期数
原 博	建厚	公明党	1
金 成 隆 夫	建厚		5
石 澤 正 義	総文		1
太 田 博	産経	共産党	6
上 田 亮 一	総文・議運（長）		2
花 本 哲 行	建厚（長）・議運		2
長 峰 毅 八	産経		1
滝 本 堅三郎	総文（副）		3
浜 辺 啓	総文（長）・議運		4
大 城 忠 夫	建厚（副）		2
石 上 郁	産経（長）・議運		2
川 上 隆 司	産経（副）		2
加 野 真 一	産経・議運（副）		3
太 田 行 雄	総文		5
宮 崎 堅 二	副議長・建厚・議運		5
佐々木 彰 郎	議長		2

注：総文＝総務文教常任委員会 産経＝産業経済常任委員会
建厚＝建設厚生常任委員会 議運＝議会運営委員会
（長）は委員長 （副）は副委員長

任期：1999年(平成11年)3月31日～2003年(平成15年)3月30日 【定数16】

氏名	所属委員会・役職名	党派	期数
石 上 郁	建厚（長）・議運		3
浜 辺 啓	総文（長）・議運		5
太 田 博	産経	共産党	7
川 上 隆 司	建厚（副）		3
原 博	総文	公明党	2
大 城 忠 夫	産経（長）		3
藤 原 啓 子	総文		1
花 本 哲 行	総文・議運（長）		3
長 峰 毅 八	総文（副）		2
大 木 長 蔵	建厚		2
石 澤 正 義	産経（副）		2
佐 竹 司 兆	産経		1
本 多 信 義	建厚		1
宮 崎 堅 二	産経・議運（副）		6
上 田 亮 一	副議長・建厚・議運		3
佐々木 彰 郎	議長		3

注：総文＝総務文教常任委員会 産経＝産業経済常任委員会
建厚＝建設厚生常任委員会 議運＝議会運営委員会
（長）は委員長 （副）は副委員長

任期：2003年(平成15年)3月31日～2007年(平成19年)3月30日 【定数16】

氏名	所属委員会・役職名	党派	期数
藤原啓子	産経(副)		2
大木長蔵	建厚(副)		3
長峰毅八	建厚(長)		3
大澤聰	産経		1
谷千代栄	産経		1
原博	総文(副)・議運(副)	公明党	3
石澤正義	総文・議運(長)		3
川上隆司	総文(長)・議運		4
佐竹司兆	建厚		2
由川英二	建厚		1
鶴間松彦	建厚	共産党	1
本多信義	産経(長)・議運		2
米田保	総文		1
佐々木彰郎	総文		4
浜辺啓	副議長・産経・議運		6
石上郁	議長		4

注：総文＝総務文教常任委員会 産経＝産業経済常任委員会
建厚＝建設厚生常任委員会 議運＝議会運営委員会
(長)は委員長 (副)は副委員長

任期：2007年(平成19年)3月31日～2011年(平成23年)3月30日 【定数14】

氏名	所属委員会・役職名	党派	期数
本多信義	総文(長)・議運		3
米田保	総文(副)		2
原博	総文・議運(長)	公明党	4
藤原啓子	産建(長)・議運		3
大澤聰	総文		2
鶴間松彦	産建(副)	共産党	2
石上郁	産建		5
谷千代栄	産建		2
由川英二	産建・議運(副)		2
高橋昭典	産建		1
佐竹司兆	総文		3
藤倉智恵子	総文		1
長峰毅八	副議長・総文・議運		4
浜辺啓	議長		7

注：総文＝総務文教常任委員会 産建＝産業建設常任委員会
議運＝議会運営委員会
(長)は委員長 (副)は副委員長

- ・2003年(平成15年)6月23日議会改革等特別委員会を設置し、議員定数を16名から2名減の14名とすることとなった。
- ・今期より議員定数削減に伴い総務文教常任委員会と産業建設常任委員会の2常任委員会制となる。

任期：2011年(平成23年)3月31日～2015年(平成27年)3月30日 【定数12】

氏名	所属委員会・役職名	党派	期数
安原芳博	総文		1
藤倉智恵子	総文・議運(副)		2
正満正義	産建		1
由川英二	産建(副)		3
藤原啓子	総文		4
高橋昭典	総文・議運(長)		2
鶴間松彦	総文(長)・議運	共産党	3
長峰毅八	産建		5
薦田敏次	総文(副)	公明党	1
大澤聰	産建(長)・議運		3
米田保	副議長・産建・議運		3
浜辺啓	議長		8

注：総文＝総務文教常任委員会 産建＝産業建設常任委員会
議運＝議会運営委員会
(長)は委員長 (副)は副委員長

- ・2008年(平成20年)3月14日議会改革等特別委員会を設置し、議員定数を14名から2名減の12名とすることとなった。

任期：2015年(平成27年)3月31日～2019年(平成31年)3月30日

【定数12】

氏名	所属委員会・役職名		党派	期数
	2015.3.31～2017.3.30	2017.3.31～2019.3.30		
由川英二	産建(長)・議運	総文		4
薦田敏次	産建・議運(長)	総文・議運(長)	公明党	2
鶴間松彦	総文(長)・議運	産建	共産党	4
藤倉智恵子	産建(副)	産建(長)・議運		3
藤原啓子	総文・議運(副)	総文・議運(副)		5
安原芳博	総文	産建(副)		2
堀井義輔	産建	産建		1
能登暢吉	産建	産建		1
畑中雅晴	産建	総文(副)		1
正満正義	総文(副)	総文(長)		2
大澤聡	副議長・総文・議運	副議長・総文・議運		4
高橋昭典	議長	議長		3

注：総文＝総務文教常任委員会 産建＝産業建設常任委員会 議運＝議会運営委員会
(長)は委員長 (副)は副委員長

・2015年(平成27年)9月17日議会改革等特別委員会を設置し、常任委員会改革について議論した結果、従来は議員任期4年間常任委員会は固定であったが、任期中に幅広く知識を深めることとし、2年で常任委員会の改選を行うこととした。

任期：2019年(平成31年)3月31日～2023年(令和5年)3月30日

【定数12】

氏名	所属委員会・役職名		党派	期数
	2019.3.31～2021.3.30	2021.3.31～2023.3.30		
杉本岳大	総文	産建		1
山家祥幸	産建	総文		1
飯塚達央	産建	総文(副)		1
薦田敏次	産建(長)・議運	総文	公明党	3
能登暢吉	総文・議運(副)	産建・議運(副)		2
畑中雅晴	産建(副)	産建(長)・議運		2
藤倉智恵子	総文(副)	総文(長)・議運		4
安原芳博	総文(長)・議運	産建		3
正満正義	産建・議運(長)	総文・議運(長)		3
鈴木哉美	総文	産建(副)		1
鶴間松彦	副議長・総文・議運	副議長・総文・議運	共産党	5
高橋昭典	議長	議長		4

注：総文＝総務文教常任委員会 産建＝産業建設常任委員会 議運＝議会運営委員会
(長)は委員長 (副)は副委員長

・本編を編集した2021年(令和3年)時点では後期(2021.3.31以降)の所属委員会・役職名は予定。

議員報酬

2018年度（平成30年度）末時点の議員報酬月額は、議長26万1千円、副議長20万8千円、議員17万6千円、常任委員会委員長18万6千円、議会運営委員会委員長18万6千円。全国町村議会議長会の町村議会実態調査結果（2015年7月版）によると、町村議会の全国平均は議長28万9288円、副議長23万4169円、議員21万2349円、常任委員会委員長21万8267円、議会運営委員会委員長21万8529円で、東川町議会は全国平均より低い。

1994年度（平成6年度）以降の議員報酬の推移は次の通り。

議員報酬の推移

(単位:円)

年 度	議 長	副議長	議 員	常任委員長	議運委員長	適 用
1994年(平成6年)	215,000	165,000	145,000	155,000	155,000	
1995年(平成7年)	215,000	165,000	145,000	155,000	155,000	
1996年(平成8年)	229,000	178,000	155,000	164,000	164,000	1996年(平成8年)4月1日改定
1997年(平成9年)	229,000	178,000	155,000	164,000	164,000	
1998年(平成10年)	244,000	191,000	165,000	175,000	175,000	1998年(平成10年)4月1日改定
1999年(平成11年)	244,000	191,000	165,000	175,000	175,000	
2000年(平成12年)	254,000	197,000	170,000	180,000	180,000	2000年(平成12年)4月1日改定
2001年(平成13年)	254,000	197,000	170,000	180,000	180,000	
2002年(平成14年)	254,000	197,000	170,000	180,000	180,000	
2003年(平成15年)	254,000	197,000	170,000	180,000	180,000	
2004年(平成16年)	254,000	197,000	170,000	180,000	180,000	
2005年(平成17年)	254,000	197,000	170,000	180,000	180,000	
2006年(平成18年)	254,000	197,000	170,000	180,000	180,000	
2007年(平成19年)	254,000	197,000	170,000	180,000	180,000	
2008年(平成20年)	254,000	197,000	170,000	180,000	180,000	
2009年(平成21年)	254,000	197,000	170,000	180,000	180,000	
2010年(平成22年)	254,000	197,000	170,000	180,000	180,000	
2011年(平成23年)	254,000	197,000	170,000	180,000	180,000	
2012年(平成24年)	254,000	197,000	170,000	180,000	180,000	
2013年(平成25年)	254,000	197,000	170,000	180,000	180,000	2013年3月条例改正(1年据置)
2014年(平成26年)	261,000	208,000	176,000	186,000	186,000	2014年(平成26年)4月1日改定
2015年(平成27年)	261,000	208,000	176,000	186,000	186,000	
2016年(平成28年)	261,000	208,000	176,000	186,000	186,000	
2017年(平成29年)	261,000	208,000	176,000	186,000	186,000	
2018年(平成30年)	261,000	208,000	176,000	186,000	186,000	
2019年(令和元年)	261,000	208,000	176,000	186,000	186,000	



第1章 議会

第3節 審議

本会議

本会議は議会の意思を決定する最も重要な会議で、議員全員の出席が求められ、定数の半数以上の出席がなければ開くことができない。本会議には、毎年おおむね3月、6月、9月、12月に開かれる第1回～第4回の定例会と、必要に応じて開かれる臨時会がある。条例の制定・改正・廃止や予算の決定、決算の認定、特別職人事の選任同意など、町長が提案した議案は、各種委員会で実質審議が行われるなどした後、これら本会議の場で最終的に議決される。

委員会には常設の常任委員会や、案件ごとに設置される特別委員会があり、本会議とともに原則公開されている。

議会にはこれら以外にも、会期、日程などを話し合う議会運営委員会や、広報誌「ひがしかわ 議会だより」の編集を実務的に行う議会報編集特別委員会、町職員が配置されて議会にまつわる庶務を担う議会事務局など、さまざまな組織がある。

本会議での議案審議状況は次ページの表の通り。

議案審議の状況

年度	議会開催日数				議案件数					
	定例会	臨時会	閉会中の付議事件	延べ日数	一般質問(延べ人数)	議案	陳情(受理件数)	陳情(受理件数)	意見書	延べ件数
1994年(平成6年)	22	4	23	49	20	103	2	—	5	130
1995年(平成7年)	23	4	22	49	17	85	7	—	7	116
1996年(平成8年)	18	4	24	46	19	92	4	—	8	123
1997年(平成9年)	21	4	28	53	24	96	4	—	11	135
1998年(平成10年)	18	3	27	48	18	81	1	—	7	107
1999年(平成11年)	16	7	20	43	29	107	2	—	12	150
2000年(平成12年)	20	4	31	55	28	120	—	—	6	154
2001年(平成13年)	18	3	31	52	29	113	3	—	8	153
2002年(平成14年)	21	2	29	52	31	115	—	—	10	156
2003年(平成15年)	18	6	26	50	25	140	—	—	9	174
2004年(平成16年)	17	1	30	48	26	104	—	—	10	140
2005年(平成17年)	22	4	26	52	23	95	1	—	16	135
2006年(平成18年)	20	2	26	48	30	105	—	—	14	149
2007年(平成19年)	14	4	17	35	28	137	—	—	7	172
2008年(平成20年)	15	7	21	43	23	102	1	1	10	137
2009年(平成21年)	18	6	19	43	28	105	—	—	3	136
2010年(平成22年)	12	7	19	38	24	114	—	—	6	144
2011年(平成23年)	16	4	17	37	21	106	—	—	7	134
2012年(平成24年)	16	5	17	38	21	112	—	—	3	136
2013年(平成25年)	13	7	15	35	19	114	1	—	3	137
2014年(平成26年)	13	8	15	36	21	116	—	—	7	144
2015年(平成27年)	14	7	15	36	21	100	—	—	6	127
2016年(平成28年)	15	5	23	43	18	105	—	—	7	130
2017年(平成29年)	18	6	14	38	14	88	—	—	13	115
2018年(平成30年)	18	6	12	36	18	95	—	—	4	117
2019年(令和元年)	14	4	12	30	26	83	—	—	14	123

常任委員会



現場を視察する産業建設常任委員会の委員ら＝2009年

2018年度（平成30年度）末時点で東川町議会には、総務文教と産業建設の2常任委員会が設けられている。総務文教常任委員会は企画、総務や保健福祉、国際交流、写真の町づくり、教育など、産業建設常任委員会は戸籍・住民関連や移住・定住、産業、建設などの案件を担当し、議長を除く11人の議員がどちらかの委員会に所属している。委員の任期は2年で、再任は妨げないものの、4年の任期中に両方の委員会を経験する議員が多い。

07年（平成19年）3月の任期までは、総務文教、産業経済、建設厚生3常任委員会体制だった。この時の改選で定数が16から14に減ったのに合わせ、2常任委員会体制になった。

決算審査特別委員会

町の決算認定について、2010年度（平成22年度）までは9月の第3回定例会で決算審査特別委員会を設置して審議し、12月の第4回定例会で報告していた。11年度は9月の第3回定例会で設置し、最終日に報告した。12年度からは決算審査特別委員会を設置せず、第3回定例会初日に町長から提案を受けた後、各常任委員会で審議し、会期最終日の本会議で質疑、討論し、認定するかどうかを決めている。

まちづくり計画審査特別委員会

町のまちづくり計画がおおむね5年ごとに策定されるのに合わせ、町議会でも議長を除く全議員による特別委員会を設け、計画案の内容を審査している。

本書の対象期間では「第2期まちづくり計画審査特別委員会」（1997年＝平成9年10月27日～12月19日）、「第3期まちづくり計画審査特別委員会」（2002年＝平成14年11月22日～12月20日）、「プライムタウンづくり計画21-I 審査特別委員会」（2007年＝平成19年11月22日～12月11日）、「プライムタウンづくり計画21-II 審査特別

委員会」などが設置され、いずれも原案通り可決した。

条例審査特別委員会

条例の制定、改廃に関する審議は通常、本会議や常任委員会でを行うが、町の理念を定めるような大きな条例案については、特別委員会を設置して審議している（注3）。

1996年（平成8年）9月の第3回定例会に町情報公開条例案と町個人情報保護条例案が提案された際は、議長を除く全15人の委員で特別委員会を設置。情報公開条例案については原案通り、個人情報保護条例案については一部修正して可決した。

2015年（平成27年）3月の第1回定例会に、写真文化首都「写真の町」東川町まちづくり基本条例案など計6条例案が提案された際も、議長を除く全11人の委員で特別委員会を設置した。ただ委員会では、地域住民への周知が十分ではないなど、早期の議決には慎重な意見が出た。このため特別委は、残る5議案を可決する一方、まちづくり基本条例案は継続審議とした。

この年は改選期に当たり議員の任期が3月30日までだったため、まちづくり基本条例案は審議未了で廃案となった。結局、町は地域住民への説明を尽くしたほか条例案を一部修正したうえで改選後の本会議に提案し直し、可決された。

町立診療所建設計画調査特別委員会

1998年度（平成10年度）に町立病院から移行した町立診療所が建物を全面改築するのに伴い、同年3月の第1回定例会で建設計画調査特別委員会を設置した。8人の委員が町の計画案を調査・研究し、同年9月の第3回定例会で中間報告、10月の臨時会で最終報告した。新しい診療所は翌99年7月から工事が始まり、2000年2月に完成、4月にオープンした。

（注3）2020年（令和2年）6月の第2回定例会で可決した東川町議会基本条例は、前年に設置された議会改革等特別委員会の中で審議が行われた。この後の「第4節 改革」で詳述する。



2002年に完成した町立診療所の建物。町議会も特別委員会を設置して町の計画案を審議した

幼児センター調査特別委員会

新設される幼児センターの管理運営計画案を調査するため、2001年（平成13年）3月の第1回定例会で調査特別委員会が設置され、12月の第4回定例会で報告した。幼児センターは02年12月に開園した。

市町村合併調査特別委員会

平成の大合併とも呼ばれた2000年代初頭の市町村合併に際し、東川町も近隣市町との合併が論議され始めたことに合わせ、町議会は2002年（平成14年）3月、議長を除く全15人の委員による調査特別委員会を設置した。

03年3月の報告では、合併の可否について「結論を導き出すには至らなかった」としつつ、検討課題として①自立のまちづくりをもっと深化させ、その後に合併を考えるべき②合併で行政コストの軽減が図られるなどメリットはあるが、地域経済の衰退が懸念される③合併すれば連帯感が弱体化するため、住民自治を保護育成するための機能が必要になるが、いまだ確立していない—など7点を挙げた。

また合併を巡る情報提供に関し、町が町民に向けて出す資料は合併推進の色合いが強く、誤った世論形成がなされる恐れがあるなどと指摘。町に対し、合併問題に関しては積極的な情報開示に努める一方、その内容については慎重に対応するよう求めた。

合併問題をめぐっては議会の特別委員会と並行して、公募に応じた町民らによる市町村合併検討委員会でも論議が行われた。同検討委の答申も合併の可否について明言を避けたが、03年2月の町長選、町議選を通じて、町民の多数は他市町と合併せず自立していくことを望んでいることが確認され、町内での合併論議は収束した。

東川小学校等建設検討委員会

大きな案件でも、特別委員会などを設置せずに審議したこともある。2014年（平成26年）に新しくなった東川小学校の移転新築問題についてだ。

東川小の移転新築は10年（平成22年）1月、議員の全



移転新築された東川小学校。町議会は全員協議会や建設検討委員会の場で町の計画案を審議した

員協議会の場で町から説明があり、約2カ月後の09年度末までに議会の考えをまとめるよう求められた。通常なら3月定例会を待って特別委員会を設置し審議する大きな案件だが、期限まで時間がないため2月に全議員が集まって、任意の東川小学校等建設検討委員会をつくり審議することで合意。その日のうちに第1回の検討委を開催し、4月まで4回の検討委を開いて、3月末とされた期限はわずかに超えたものの町に中間報告した。

東川小の移転新築計画についてはその後も、同検討委員会や全員協議会の場を活用し、町が策定した建設構想案や基本計画案などについて質疑や意見交換を重ねた。

議会報編集特別委員会

広報「ひがしかわ 議会だより」（注4）を発行するため、1995年（平成7年）3月31日から2年の任期で議会報編集特別委員会を設置している。定数は2007年（平成19年）～11年に5だったほかは6を維持し、年4回の定例会ごとに発行している。

（注4）東川町議会の議会広報誌は1973年（昭和48年）5月1日に発行された「東川のぎかい」が創刊号。1995年（平成7年）1月の第84号から「ひがしかわ 議会」、2012年（平成24年）5月の第153号から「ひがしかわ 議会だより」と名前を変え、2018年度（平成30年度）末時点では通算180号を数える。



ひがしかわ 議会だより第178号



第1章 議会

第4節 改革

論議を重ねて

人口の増減や社会の変化に応じて、東川町議会もたびたび議会改革に取り組み、定数の見直しや質疑時間などルールの明確化、議会の効率的な運営などについて論議を重ねている。

質疑のルールに関しては1999年（平成11年）に見直しをした。従来、町長による行政執行方針、教育長による教育行政執行方針に対する質疑は、通常の議案に対する一般質問とは別に時間をとっていた。これを一般質問に含めて質疑できるようにした。

また東川町議会では長く、議員がいったんすべての質問を終えた後で理事者が答弁する一括質疑方式を採用し、時間無制限で再々質問までできる形だった。これを2005年（平成17年）の第1回定例会から、一つの案件について質問したらその件に関する答弁を受け、次の質問に移るといいう一問一答方式も選べるように改めた。一問一答で質問する場合の持ち時間は、答弁の時間を合わせて一人45分以内とした。14年（平成26年）第1回定例会からは、一括方式にも時間制限を設け、答弁と合わせて45分以内とした。

17年（平成29年）第2回定例会からは、議員の質問に対し町長、職員ら答弁する側が議長の許可を得たうえで、質問の趣旨や考え方などを逆に質問することができる反問権も設けた。

2003年（平成15年）、08年（平成20年）、15年（平

成27年)、19年(令和元年)には議会改革等特別委員会を設け、上記の見直し以外にも論議を重ね、さまざまな改革を行った。

それぞれの特別委員会の内容は次の通り。

2003年特別委員会

2003年(平成15年)6月23日から05年3月24日まで設置し、11回会議を開いた。委員長は川上隆司氏、副委員長は佐竹司兆氏。議員定数を16から14に2削減することや、定数削減に合わせて、総務文教、産業経済、建設厚生 の3常任委員会体制を総務文教、産業建設の2常任委員会体制にすることを決めた。また一般質問への一問一答方式の採用や、特別委員会は原則公開することなどを確認した。

2008年特別委員会

2008年(平成20年)3月14日から09年12月9日まで設置し、12回会議を開いた。委員長は本多信義氏、副委員長は藤原啓子氏。議員定数を14から12に2削減することを決めたほか、常任委員会は原則公開することを確認した。他市町村で行われ始めた休日・夜間議会を東川にも導入するかどうかや議会基本条例の制定については、状況を見ながら検討を続け判断する方針も確認した。

2015年特別委員会

2015年(平成27年)9月17日から17年3月30日まで設置し、11回会議を開いた。委員長は鶴間松彦氏、副委員長は由川英二氏。過去2度の特別委員会で削減していた議員定数は、人口が増加している状況が続いているため12のまま見直さないことにした。全国的には低い水準にある議員報酬についても、特別職報酬等審議会に判断をゆだねることにした。また、常任委員の任期を2年と決めたほか、質疑の際の反問権導入を決めた。このほか議会報告会の開催手法について、各地区を巡回して報告会を開く方式

をやめ、全町民対象の懇談会を開く方式に切り替えた。議会基本条例の制定は引き続き検討するほか、本会議のインターネット中継は費用がかかることなどから「時期尚早」とした。

2019年特別委員会

2019年（平成31年）4月18日から21年（令和3年）3月30日まで設置し、19回会議を開いた。委員長は安原芳博氏、副委員長は薦田敏次氏。08年特別委員会でも議題に上った議会基本条例の制定について本格的に論議し、委員会審議や先進地視察などを経て作成した条例案についてパブリックコメントも求めた後、20年（令和2年）6月の第2回定例会で条例案を可決した。また21年3月の第1回定例会分から、インターネット（町のホームページ）上で会議記録を公開することなどを決めた。

東川町議会基本条例は、議会や議員の活動原則、町民と議会との関係、町長をはじめ行政機関である町と議会との関係などについて、基本的な事項が定められている。2015年（平成27年）に町が「写真文化首都「写真の町」東川町まちづくり基本条例」を制定したことにも呼応している。

東川町議会基本条例の前文と各章の構成は次の通り。

東川町議会基本条例

（前文）

東川町議会（以下「議会」という。）は、町民によって選ばれた議員（以下「議員」という。）により構成された合議制の機関であり、同じく町民によって選ばれた町長とともに二元代表制の下、緊張関係を保ちながら町民の負託と信頼に応える重要な役割と責任を負っています。

議会において、時代に合った町民が求める議会のあり方を目指すとき、「町民に開かれた議会」と「議会への町民参加」を促進するとともに、議会としての政策立案能力を高めていくことが重要な課題となっています。議会は、正確な情報を町民と共有するための積極的な情報公開を行うとともに、多様化する町民の意思を的確に把握し、政策提言を行うための仕組みづくりを実現する必要があります。

議決機関として、執行機関に対する監視及び評価機能を發揮するため、議員間で公平かつ適正な議論を尽くすとともに、議決責任を強く認識し、真の地方自治の実現を目指し、写真文化首都「写真の町」東川町まちづくり基本条例（平成27年東川町条例第18号）の示す基本理念の確立に向け、積極的に役割を果たします。

町民に開かれた議会として活動理念を明らかにし、自ら継続的に議会改革に取り組むことにより、町民の福祉の増進及び公平かつ公正な町政の発展を図ることを決意し、ここに議会の最高規範として、「東川町議会基本条例」を制定します。

（各章）

- 第1章 総則（第1条・第2条）
 - 第2章 議会運営及び議員活動原則（第3条・第4条）
 - 第3章 町民との情報共有・町民参加の促進（第5条）
 - 第4章 議案及び政策の審議等（第6条・第9条）
 - 第5章 議会機能の充実強化（第10条・第15条）
 - 第6章 議員の定数・報酬・政治倫理（第16条・第17条）
 - 第7章 最高規範性及び見直し手続き（第18条・第20条）
- 附則